

介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）納付額を平準化します

～8月の仮徴収額が変更になる場合があります～

7月中旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書」、「後期高齢者医療保険料額決定通知書／後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収通知書」を発送いたします。

平成27年度の介護保険料、後期高齢者医療保険料の年額及び年金支給月ごとの徴収額が記載されていますのでご確認ください。（特別徴収で納付しているかたの通知書には、平準化についての詳細文も同封いたしますのでご参照ください）＊普通徴収（口座振替や納付書で納付）のかたはこれまでと変わりません。

対象となる人

介護保険料、後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金天引き）で納付しているかたで、平成27年度の保険料の仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じるかた

【仮徴収】と【本徴収】

保険料の特別徴収（年金天引き）は、4月・6月・8月を【仮徴収】、10月・12月・2月を【本徴収】として納めていただいています。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を【仮徴収】として納めていただきます。年間の保険料確定後にすでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を【本徴収】として納めていただきます。

【平準化】とは

収入の変動や保険料の改定により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、1年間を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き予定額を調整し、【平準化】を行います。

平準化により、来年度以降は、年度の前半と後半に天引きされる保険料の差が緩和されます。

＊今回の平準化により、保険料の年額が変わるものではありません。

＊保険料額の差が少ないかたは対象となりません。

＊この平準化の実施にあたり、個人のかたの手続きは必要ありません。

＊下記の参考例は、8月の調整額が介護保険では減額の場合、後期高齢者医療では増額の場合のものです。

【減額の場合の参考例】介護保険料が所得段階5段階（年額61,776円）

変更前	平成26年度		平成27年度					平成28年度		
	本徴収		仮徴収			本徴収			仮徴収	
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月		
	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円	6,476円	6,200円	6,200円	6,200円		

今回8月分を引き下げ10月分以降を調整します。

変更後	平成26年度		平成27年度					平成28年度		
	本徴収		仮徴収			本徴収			仮徴収	
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月		
	14,300円	14,300円	14,300円	8,200円	8,576円	8,200円	8,200円	8,200円		

【増額の場合の参考例】後期高齢者医療保険料が年額39,500円の場合

変更前	平成26年度		平成27年度					平成28年度		
	本徴収		仮徴収			本徴収			仮徴収	
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月		
	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	10,000円	9,800円	9,800円	9,800円		

今回8月分を引き上げ10月分以降を調整します。

変更後	平成26年度		平成27年度					平成28年度		
	本徴収		仮徴収			本徴収			仮徴収	
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月		
	3,300円	3,300円	3,300円	13,400円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円		

■問い合わせ 税務出納課町民税係 ☎ 85 - 6132